

令和8年2月3日

〒231-0021
神奈川県横浜市中区日本大通18
KRCビル403B
横浜ユーリス法律事務所
葉山町代理人
弁護士 工藤 昇 先生

〒102-0093
東京都千代田区平河町2丁目16番1号
平河町森タワー11階・12階（受付）
のぞみ総合法律事務所
TEL 03(3265)3851
FAX 03(3265)3860
共和化工株式会社代理人
弁護士 矢田 次 男

弁護士 清 永 敬 文
弁護士 田 仲 信 介

通 知 書

冠省 当職らは、共和化工株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、葉山町代理人の貴職に対し、令和7年12月5日に貴町環境部長から提示を受けた同月3日付け「設計変更に伴う金額増減の集計【葉山町査定】」に対して回答するとともに、以下のとおり通知いたします。

1 貴町の査定額について

当社は、貴町クリーンセンター再整備工事（以下「本件工事」といいます。）に関し、令和4年2月10日付け工事請負契約（以下「本契約」といいます。）に係る契約書（以下「契約



書」といいます。)第26条(以下「スライド条項」といいます。)に基づく請負代金額の変更ならびに工期延長及び設計変更等に伴い当社が負担等した費用について、双方に認識の相違はありながらも、貴町との間で協議を重ね、契約当事者間での話し合いによる解決を目指して最大限努力し、誠実に対応してまいりました。

しかしながら、本書冒頭に記載した貴町による査定額は当社として到底受け入れられない内容であり、依然として当社と貴町との認識には大きな隔たりがあるといわざるを得ず、また、当社の再三のお願いにもかかわらずスライド条項に関する貴町提示の金額についての内訳書もお示しいただけないなど、今日に至るまでの協議の経緯及び内容を踏まえると、誠に遺憾ではありますが、当社として、今後協議を継続しても貴町との合意に達することは困難と判断するに至りました。

2 請負代金額の変更並びに工期延長及び設計変更等に伴い当社が要した費用

当社として改めて精査した結果、請負代金額の変更ならびに工期延長及び設計変更等に伴い当社に支払われるべき費用について、合計7億7144万5086円と算定いたしました。その内訳は以下のとおりです。

(1) 追加工事に伴う費用：2億350万円

当社は、本契約前の令和3年10月29日に貴町に提出した技術提案書において、破除袋機ではなく、破袋機及びふるい機による除袋という処理工程であることを明示しており(同書32頁等)、最終的に貴町もこれを前提に本契約を締結しておりますが、貴町からの強い指示を受けて本契約後に破除袋機導入に係る追加工事を行ったほか、貴町との協議に基づき当初契約からの設計変更と追加工事を行いました。かかる設計変更後の工事価格は17億8750万円ですので、追加工事に伴い当社が負担した費用として、同額と受注額15億8400万円との差額である2億350万円が発生しております。

かかる追加工事に伴う費用は、当社と貴町との合意に基づく請負代金額の変更として、貴町に支払義務があります。

(2) スライド条項に基づく増額分：5億2759万2153円

契約書第26条6項に基づく増額スライド額は、計算式「 $P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)$ 」により求められるところ、基準日を令和6年4月1日としたP2(変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額)は17億9088万4700円であり、P1は12億5078万4700円となります。なお、令和6年4月1日を基準日としているのは、令和5年9月14日の貴町長面談においてスライドのご了承を貴町長から頂戴し、その状況下で、令和6年3月31日までの分については解体工事がメインであり清算も終わっているため当社としてスライドの対象としないこととしたためです。よ



って、P2とP1の差額からP1のうち受注者負担分の1.0%に相当する1250万7847円を控除した金額である5億2759万2153円が、スライド条項に基づく増額分となります。

かかる増額分については、同条項に基づき当社が求めた変更後の請負代金額として貴町に支払義務があります。

(3) 工期延長に伴い当社が負担した費用：3972万1079円

本契約に基づく工期は、貴町の責めに帰すべき事由により延長を余儀なくされ、令和7年3月1日から同年8月13日までの期間に、当初契約では予定していなかった人件費、仮設事務所に関する費用その他経費が発生しており、その金額は3972万1079円です。

かかる費用は、契約書第22条2項により、工期の延長により受注者に与えた損害として貴町に支払義務があります。

(4) 施設処理能力確認試験に要した費用：63万1854円

当社は、貴町からの強い要請を受け、当初契約で予定していなかった施設処理能力確認試験を追加で受注し、令和7年8月5日及び同月8日に実施しました。同試験に要した費用は63万1854円です。

同試験に要した費用は、当社と貴町との合意に基づく請負代金額の変更として、貴町に支払義務があります。

3 貴町に対する請求

よって、当社は、貴町に対し、前記(1)、(2)及び(4)につき本契約に基づく変更後の請負代金として、前記(3)につき貴町の債務不履行による損害賠償として、合計7億7144万5086円の支払を請求いたします。つきましては、本書到着後2週間以内に貴町の支払意思について、書面により当職ら宛てにご回答ください。仮に支払意思がないときには、当社としては遺憾ながら訴訟を提起し、司法の場に移行して解決を図らざるを得ないと考えておりますので、その旨あらかじめお伝えいたします。

なお、上記請求とは別に貴町の要請により当社が行った汚染土処分に要した費用は2160万605円であるところ、貴町の令和7年9月11日付け「設計変更に伴う金額増減協議について」により請求どおりお支払いただけるとのご連絡を受けておりますので、当社としてはその余の請求から切り離してお支払を受ける意思がありますことを合わせてお伝えいたします。

草々





差出人

〒102-0098 東京都千代田区平河町2丁目16番1号平河町森タワー11階・12階のぞみ総合法律事務所
弁護士

矢田 次男

〒102-0098 東京都千代田区平河町2丁目16番1号平河町森タワー11階・12階のぞみ総合法律事務所
弁護士

清永 敬文

〒102-0098 東京都千代田区平河町2丁目16番1号平河町森タワー11階・12階のぞみ総合法律事務所
弁護士

田仲 信介

受取人

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通18KRCビル403B
横浜ユース法律事務所

弁護士 工藤 昇 先生



この郵便物は令和 8年 2月 3日
第13273847451号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番 : G02033958000100001 号

